# 公立大学法人滋賀県立大学飲料用等自動販売機設置事業者募集要項

滋賀県立大学では、学内に設置する飲料用等自動販売機(以下「自販機」という。)の設置事業者を募集しますので、応募を希望される方は、この募集要項の各事項をご承知の上、お申し込みください。

## 1. 公募施設

- (1) 名称 公立大学法人滋賀県立大学
- (2) 所在地 彦根市八坂町2500番地

# 2. 公募物件

		,		,
番号	設置場所	内容・容器	台	設置面積
			数	
1	学生ホール	缶・ペットボトル飲料	1	1. 8 m²程度
			台	
2		紙カップ飲料	1	
			台	
3	学生ホール通路	缶・ペットボトル飲料	1	1. 8 m²程度
			台	
4		パン・菓子類	1	
			台	
5	交流センター	缶・ペットボトル飲料	1	1.3 m²程度(奥行 0.8m 以内)
			台	
6	人間看護学部棟	缶・ペットボトル飲料	1	1. 6 m²程度
			台	
7	工学部棟	缶・ペットボトル飲料	1	1. 2 m²程度
			台	
8	体育館	缶・ペットボトル飲料	1	0.7 m²程度(幅0.9m以内)
			台	

- ※1 自販機の種類によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募前に必ず設置場所(いずれも屋内)を確認してください。
- ※2 缶飲料の販売は、アルミ缶製品に限ります。
- ※3 自販機番号5、6、7については、設置面積内に空き容器回収ボックス1台分の面積を含みます。
- ※4 自販機番号1から8の計8台を1つの物件として公募します。

#### 3. 最低納付金額

500,000円 (8台分の年額)

# 4. 大学へ納入する納付金、施設使用料および電気使用料

- (1) 設置事業者は、納付金提案書に記載された金額(年額)に当該金額の100分の10に 相当する金額(消費税及び地方消費税相当額)を加算した納付金を納入していただきま す。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日 以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とします。
- (2) 設置事業者は、施設使用料として、設置する自販機の面積に応じて別途決定する施設 使用料(1 ㎡あたり年額28,000 円程度)を納入していただきます。
- (3) 納付金(年額) および施設使用料(年額) は、大学が発行する納入通知書で指定した期限までに全額を納入していただきます。
- (4) 電気使用料等は、自販機の維持に必要な共益費として、別に定める基準により四半期 ごとに納入していただきます。

# 5, 契約期間

- (1) 契約の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとします。
- (2) 契約を継続することが適当でないと認めるときは、契約期間内であっても取り消すことがあります。

#### 6. 応募に必要な資格要件

次の全ての要件を満たす、法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程第3条第2項に掲げる者でないこと。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号までまたは第6号の規定に該当しない者であること、かつ、次のいずれにも該当しない者であること(会社の役員など実質的に営業に関与している者についても、次のいずれにも該当しないこと。)。
  - (ア) 暴力団員等(滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
  - (イ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える 目的を持って、暴力団(滋賀県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をい う。以下同じ。)または暴力団員等を利用している者
  - (ウ)暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、 直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (エ) 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (オ)上記(ア)から(エ)のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを 不当に利用するなどしている者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (5) 法人にあっては滋賀県内に本店または支店・営業所があること。個人にあっては滋賀 県内に住所を有すること。
- (6) 本公募の直前の公募により選定された事業者であって、本学との間で締結した自動販売機の設置等に関する契約書の規定による当該契約の解除を申し出た者(解除に際して次回の公募に参加できない旨を告知された者に限る。)でないこと。

#### 7. 設置条件

- (1) 自販機本体
  - ① 酒類およびその類似品を除くこと。
  - ② デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。
  - ③ 番号6,8については、自販機本体の色は白色系等、淡い色であること。
- (2) 転倒防止対策

自販機は床面に固定し、転倒防止対策を施すこと。

(3) 空き容器回収ボックス

自販機の設置場所ごとに、空き容器回収ボックスを設置し、設置事業者の責任において適切に管理し、回収・処分すること。なお、回収ボックスに投入された容器等は、全て回収、処分するとともに、自販機および回収ボックス周辺の清掃、美化に努めること。 (番号3,4に限り、空き容器回収ボックスの設置は不要)

(4) 電気メーター

電気使用量を検収するための電気メーターについては、設置事業者において自販機に 取り付けること。

- (5) 販売品
  - ① 番号4について
    - ・パン・菓子類については 10 品目程度とすること (パン以外の軽食類を含めることも可。大学が不適当と判断したものは品目を変更すること。)。
  - ② 番号8について
    - ・販売品目は、スポーツ飲料系、栄養系、お茶・水系をメインとして構成すること。
- (6) 販売容器
  - ① 容器は各自販機の番号ごとに指定した容器であること。
  - ② ビンおよびスチール缶製品の販売は認めない。

#### 8. 質問書および回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和4年2月1日(火)から令和4年2月16日(水)まで(土曜日・日曜日および祝日を除く。)の各日午前9時から午後5時までとします。
- (2) 受付方法 質問書 (別記様式第5号) に記入の上、持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかにより提出してください。
- (3) 提出先 〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500 公立大学法人滋賀県立大学 事務局財務課施設管理係 日比

Tel: 0749-28-8208 Fax: 0749-28-8471

E-mail: shisetsu@office.usp.ac.jp

(4) 回答方法 質問者に対し、電子メール・ファクシミリ等で個別に回答します。 また、全ての質問事項および回答について、(3)の場所において閲覧できるものとします。閲覧期間は、令和4年2月1日(火)から令和4年2月 21日(月)まで(土曜日・日曜日および祝日を除く。)の各日午前9時から午後5時までとします。

#### 9. 提出書類

応募にあたっては、以下の書類を提出してください。なお、その他大学が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 応募申込書(別記様式第1号)
- (2) 納付金提案書(別記様式第2号)

設置事業者の決定にあたっては、納付金提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)をもって納付金とするので、応募者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の110分の100に相当する金額を納付金提案書に記載してください。なお、次年度以降、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とします。

なお、納付金提案書は無地封筒(長型3号)に入れ、表に、氏名(法人の場合は、称号または名称)を記載してください。

- (3) 販売品目一覧表(別記様式第3号) 自販機の番号ごとに1部ずつ提出してください。
- (4) 設置する自販機のカタログ (寸法、消費電力等が確認できるもの) 自販機の種類ごとに1部ずつ提出してください。
- (5) 誓約書(記様式第4号)
- (6) 定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類(法人のみ)
- (7) 6(2)に係る許認可書等の写し
- (8) 印鑑登録証明書
  - (※) 証明書は、提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの(写し可)を提出して

ください。

#### 10. 応募申込書類の提出先および提出期間

- (1) 提出先 公立大学法人滋賀県立大学 事務局財務課施設管理係 〒522-8533 滋賀県彦根市八坂町 2500 番地
- (2) 提出期間 令和4年2月1日(火)から令和4年2月22日(火)まで(土曜日・日曜日および祝日を除く。)の各日午前9時から午後5時までとします。提出方法は、持参または郵便とします。郵送の場合は書留等、配達状況が確認できるものにより令和4年2月22日(火)の午後5時までに必着のこと。ファクシミリおよび電子メールでの提出は認めません。

### 11. 無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

- (1) 応募申込書等の提出方法、提出先、提出期限等が守られていないもの。
- (2) 応募申込書等の提出書類の記載に不備・不明瞭な点があるものおよび提出書類に不足のあるもの。
- (3) 応募申込書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 6に定める必要な資格要件を満たさない者がしたもの。
- (5) 談合その他不正の行為があったと認められるもの。
- (6) 納付金提案書の記載金額が訂正されているもの。

#### 12. 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

# 13. 決定方法

提出された応募申込書等をもとに、資格要件を満たすと認められた者が提出した納付金 提案書の提案納付金額が、本学が設定した最低納付金額以上の額で、かつ最高金額を提 案した者を設置事業者に決定します。

最高金額を提案した者が複数ある場合は、当該応募者立ち会いの下、くじにより決定します。

設置事業者の決定は、令和4年2月25日(金)頃の予定です。

#### 14. 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、設置事業者に決定された者に通知するとともに、本学ホームページに設置事業者名および決定金額を掲載します。

# 15. 施設使用許可の手続き

- (1) 設置事業者に決定された者は、本学の指定する期日までに、施設等貸付申請書を提出してください。
- (2) 添付書類
  - ①設置場所の図面
  - ②設置する自販機のカタログ(寸法、消費電力等が確認できるもの)
  - ③定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類(法人のみ)
  - (※) ②および③は、応募時に提出している場合は省略可
- (3) 使用許可の手続きに要する一切の費用については、設置事業者に決定された者の負担とします。

# 16. 契約の締結および契約保証金

設置事業者に決定された者は、本学と自動販売機の設置等に関する契約書により契約を締結していただきますので、その内容を確認ください。

本契約に伴う契約保証金の取扱いは、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程によります。

#### 17. 設置事業者の決定取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに施設使用許可申請手続きを行わなかったとき。
- (2) 設置事業者が応募者としての資格を失ったとき。
- (3) その他設置事業者が本件契約の相手方として不適当と認められるとき。

#### 18. 設置費用等

自販機の設置、撤去および移転等に要する一切の費用については、設置事業者の負担と します。

# 19. 使用上の制限

- (1) 許可用途以外に使用しないこと。
- (2) 自販機の設置および飲料を販売する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

# 20. 販売価格

販売価格は設置事業者が設定するものとしますが、学生が購入することを考慮し極力 安価な設定に努めてください。

#### 21. 必要な報告

設置事業者は、自動販売機の設置等に関する契約書第 18 条の規定に基づき、自販機ご とに毎月の売上数量、売上金額を報告していただきます。

### 22. 維持管理

- (1) 不具合の修繕、販売品の補充、賞味期限および金銭の管理など、自販機の維持管理は設置事業者の責任において適切に行ってください。
- (2) 関係法令等を遵守するとともに衛生管理および感染症対策の徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行ってください。
- (3) 自販機の故障、苦情等については、設置事業者の責任において対応するものとし、 自販機に連絡先を明記してください。

### 23. 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに自己の 責任において原状に回復して、大学に返還してください。ただし、大学が原状回復の必 要がないと認めた場合は、この限りではありません。

# 24. その他

本書およびその他の公募関係書類に定めのない事項は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則および公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程の定めるところによります。

# (参考) 令和元年度の実績

# ≪自販機番号≫

	(合計)	年間総販売数量	42, 257	本
8.	ペットボトル	年間販売数量	5, 564 2	本
7.	ペットボトル	年間販売数量	4, 956 2	本
6.	ペットボトル	年間販売数量	2, 696	本
5.	ペットボトル	年間販売数量	4, 710 2	本
4.	パン・菓子類	年間販売数量	3, 165 個	国
3.	缶・ペットボトル	年間販売数量	2, 419 7	本
2.	紙カップ	年間販売数量	9, 383 7	本
1.	缶・ペットボトル	年間販売数量	9, 364 2	本